

国道6号通行止めに伴う迂回費用賠償説明会質疑応答

(平成25年8月8日午前午後 いわき会場)

Q1: 定型燃費については、坂道走行を考慮しているものなのか？

A1: 経済産業省公示の最大積載量ごとの燃費を使用しているため不明ですが、平均的な道路条件と推測します。

定型燃費または、個別計算の実効燃費を使用されるかは、ご請求者さまの判断でご選択いただきますようお願いいたします。

Q2: 定型ルートは3種類以外に用意していないのか？

A2: 今回の定型ルートにつきましては、国土交通省、福島県のHPに記載のある代表的な迂回ルート、福島県トラック協会さまよりご提供いただいた事業者の方が多く通行する代表的な迂回ルートを採用しております。それ以外の迂回ルートを走行した場合は、個別に迂回前後での増加距離を算出いただき、ご請求いただきますようお願いいたします。

Q3: いわき市内から仙台市内へ運行した場合、南相馬を通らないと定型ルートは認めないのか？

A3: 対象となる損害「原子力災害対策特別措置法の原子力災害対策本部長権限」に基づき設定された区域編成により、通行止めとなった国道6号線の対象区間（浪江町高瀬川橋～富岡町新夜ノ森）を迂回するために負担を余儀なくされた費用請求を簡便化するための定型ルート、定型燃費となっています。対象となる損害に該当する場合は、迂回して南相馬を通らない場合（近似したルートや定型ルートよりやや大回りした場合）でも、ご希望であれば定型ルートの選択も可能です。個別ルートによるご請求もいただけます。

Q4: 迂回にて増加する人件費の請求はどのようになるのか？

A4: 今回ご案内するご請求方法につきましては、迂回により増加した燃料費、高速道路を使用した場合の高速道路料金を対象とさせていただいておりますので、その他の項目につきましては、個別にご事情をお伺いする中で判断させていただきたいと考えております。

Q5: 個別での迂回ルート of 計算方法は？計算するための人件費は賠償するの
か？

A5: 今回ご案内するご請求方法につきましては、迂回により増加した燃料費、
高速道路を使用した場合の高速道路料金を対象とさせていただいておりますの
で、その他の項目につきましては、個別にご事情をお伺いする中で判断させて
いただきたいと思いますと考えております。

Q6: 事故後であっても、迂回ルートする（しない）を条件に入れた契約書では
ない場合の扱いは？

A6: 迂回費用については、事故前の配送契約等において、迂回により増加した
費用を必要かつ合理的な範囲でお支払いいたします。そのため、事故以前に国
道6号を走行していた実績につきまして、追加での証憑のご提出をお願いする
場合がございます。

Q7: 初回請求をしたいが最長請求期間は？

A7: 営業損害と併せて請求を行う場合は、迂回費用の追加的費用については、
営業損害の請求期間に合わせてご請求いただきますようお願いいたします。営
業損害請求対象期間以外の期間の請求につきましては、別請求書で、追加的費
用として3ヶ月から12ヶ月の範囲で迂回費用のご請求をご記入いただきます
よう、お願いいたします。

Q8: 説明資料（A3）の10. の証憑について、例えば運転日誌（乗務記録）の
場合は、全車分提出するのか？

A8: 確認させていただく事項となる証憑は、証憑の量にかかわらず対象となる
期間、対象となる車両、全数分の提出をお願いいたします。

Q9: 説明資料（A3）10. の証憑について ETC利用証明書などは書類
の厚さが10cmになるが、（全車分）提出するのか？

A9: 確認させていただく事項となりますので、証憑の量にかかわらず全数の提
出をお願いいたします。

Q10: 現在、迂回ルートを個別で請求している。燃費を3km/Lで計算してい
るが、次回から定型燃費の数字に変更しても良いのか？

A10: どちらでも請求可能です。ご請求者さまの選択になります。

Q11: 迂回ルートでは、事故当初線量が高かったためもっと遠くを迂回しているが、請求方法はどのようにするのか？

A11: 対象区間（浪江町高瀬川橋～富岡町新夜ノ森）の国道6号通行止めに伴い、定型ルートを大幅に迂回された場合には、個別ルートとして、対象の損害について必要かつ合理的な範囲で賠償をさせていただきます。

Q12: いわき市内から二本松ICまで一般道を通り、二本松ICから岩沼ICまで東北自動車道を利用して迂回した場合、高速道路料金は迂回ルート②と同様になるが、迂回ルート②を採用して請求できないか？

A12: 迂回ルート②と比べて、運行ルートのみならず、高速道路の使用区間も大きな乖離があるため、個別ルートとして独自に迂回による増加距離を算定してご請求いただきますようお願いいたします。

Q13: 東京や埼玉から仙台に行く場合は、迂回定型ルートに該当しないのか？

A13: 今回の定型ルート設定の基本的な考え方として、国道6号線不通による不可避免的な最短迂回ルートについて、国土交通省、福島県HPに記載のある代表的な迂回ルート、福島県トラック協会さまよりご提供いただいた事業者の方が多く通行する代表的な迂回ルートを採用しております。したがって、それと大幅に異なる迂回ルートを走行した場合は、個別に迂回前後での増加距離を算出いただき、ご請求いただきますようお願いいたします。

Q14: 配布資料の月平均補正後軽油小売価格（A4）に2011年3月の記載がない。

A14: 2011年3月の単価記載が漏れていたことについてお詫びいたします。福島県トラック協会さまのホームページ上に掲載される説明会配付資料の単価表については、2011年3月の単価の記載が有るものを使用させていただきます。また、2013年8月以降の単価につきましては協会さまを通じて今後周知させていただきます。

以上